

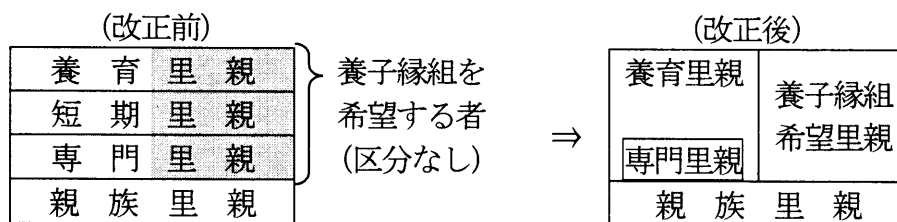
件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課（薬務衛生課、子育て支援課、都市計画課）
根拠法令等	

【改正の概要】

別表に規定する事務に係る法令の改正に伴い、所要の改正を行う。

1 児童福祉法及び児童福祉法施行規則の一部改正並びに里親の認定等に関する省令の廃止に伴う事務の整理

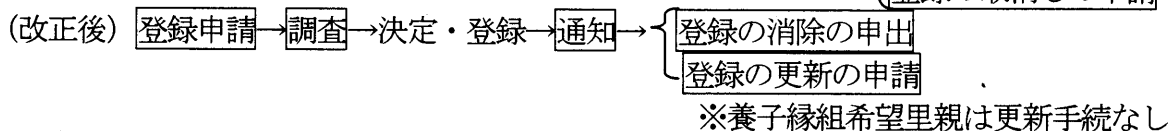
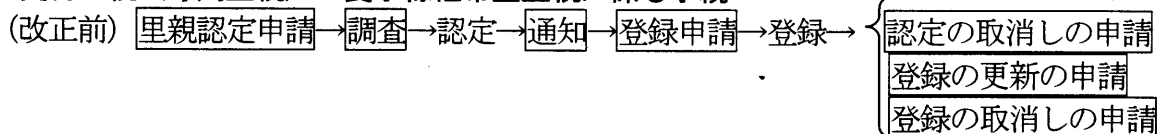
(1) 認定手続ごとの里親の区分



(2) 市に移譲している事務

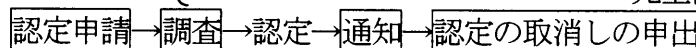
申請・届出の経由事務、里親希望者が里親として適当かどうかの調査

○養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親に係る手続



○親族里親に係る手続

改正前後とも同様の手続 根拠：里親の認定等に関する省令
→児童福祉法施行規則



○その他の手続

- ・登録事項の変更の申請 → 届出
- ・里親の死亡等の届出（新設） ※改正前は登録事項の変更の申請に包含
- ・職業指導の継続が困難となった旨の届出（廃止） ※登録事項から削除

2 租税特別措置法の一部改正に伴う規定整備

○号ずれ（優良住宅地を供給するための造成であることの認定の申請の経由事務）

3 薬事法等の一部改正に伴う事務の追加と規定整備

(1) 事務の追加

- 薬局開設者の郵便等販売の届出（新設）
- 薬局管理者等の週当たり勤務時間数の届出（届出事項の追加）

(2) 規定整備

- 薬局開設者に対する薬剤師の増員命令 → 業務の体制の整備命令
- 項削除（薬局開設等の許可証の交付に関する事務）

4 製菓衛生師法施行令の一部改正に伴う規定整備

○条ずれ（指定養成施設の内容変更等の届出の経由事務）

施行日 公布の日

【その他参考事項】

○里親の区分

- ・養育里親 要保護児童（保護者のない児童・保護者による監護が不適当な児童）を養育
- ・専門里親 養育里親のうち、児童虐待の影響・非行・障害のある要保護児童を養育
- ・親族里親 3親等内の親族である要保護児童を養育
- ・養子縁組希望里親 要保護児童の養親となることを希望（新設）
- ・短期里親 1年以内の期間を定めて要保護児童を養育 → 廃止（養育里親に含む。）